

令和6年（2024年） 7月23日
佐賀県生産者支援課

狩猟者登録における誓約書・同意書の提出について

佐賀県では、第13次鳥獣保護管理計画を改正し、令和6年度から罠を使用する狩猟者登録の申請において、法令順守の誓約並びに猟具等について法令に違反した場合に猟具等が解除・撤去・処分されることに同意する誓約書・同意書の提出を義務付けることにしました。

その理由としましては、近年県内において、狩猟が禁止されている場所での罠の設置、標識がない罠の設置、捕獲した状態で放置されている罠など違法な罠が散見されてきました。

しかしながら、違法な罠を発見しても、これまでは設置者の同意がなければ危険な状態であっても罠の解除等の対策を行うことができませんでした。

そのため違法な罠を発見したときに、県が解除・撤去・処分できるよう狩猟者登録時に誓約書・同意書の提出を求めることにしたものです。